

雨水等の道路側溝接続に関する取扱基準

この基準は、八戸市が管理する道路側溝又は水路に雨水又は合併処理浄化槽処理水を放流する場合の取扱いに関して必要な事項を定めるものである。

第1 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路側溝 道路上の雨水排水機能を有する、道路側溝、街渠、集水ます等の排水施設
- (2) 水路 雨水排水機能を有する水路（農業用用水路を除く。）
- (3) 雨水 宅地内に降った雨水
- (4) 合併処理浄化槽処理水 浄化槽法（昭和58年法律第43号）に適合する合併処理浄化槽から放流される処理水（以下「処理水」という。）
- (5) 流下能力 道路側溝又は水路が流下させることができる流量
- (6) 流量計算 道路側溝又は水路が雨水を適正に流下させられるか計算したもの
- (7) 設置者 雨水又は処理水を放流する管路等を設置した者

第2 接続に係る手続き

雨水又は処理水を八戸市が管理する道路側溝又は水路に放流するため、管路等を接続しようとする者は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める承認又は許可を受けなければならない。この場合において、当該承認又は当該許可に係る申請書には、雨水等の道路側溝接続調書（別記様式）を添えなければならない。

- (1) 市道認定済の道路において、官民境界に道路側溝が設置されている場合 道路法（昭和27年法律第180号）第24条の規定による承認
- (2) 市道認定済の道路において、官民境界に道路側溝が設置されていない場合 道路法第32条の規定による許可
- (3) 法定外公共物の場合 八戸市法定外公共物管理条例（平成14年八戸市条例第49号）第5条の規定による許可

2 市長は、前項各号に掲げる場合に応じて行う承認又は許可に当たっては、道路法、八戸市法定外公共物管理条例その他関係法令の規定のほか、第3に規定する基準を加え、これらを審査するものとする。

第3 管路等の接続基準

雨水又は処理水を八戸市が管理する道路側溝又は水路に放流するために行う管路等の接続に係る基準は、次のとおりとする。

(1) 雨水の場合

| | |
|------|---|
| 基礎要件 | ①流下能力に余裕があると認められること。ただし、次に掲げる場合に該当するときは流量計算の結果を提出すること。 ア) 道路側溝の幅が 300mm に満たない場合 イ) 宅地の集水する面積が 500 m ² 以上の場合 ②接続する管路の内径は 100mm 以下とすること。ただし、私道(位置指定道路等をいう。)に設置された側溝を道路側溝又は水路に接続する場合は、合流する箇所に集水柵を設置すること。 |
| 対象地域 | 市内全域を対象とする。 |
| 水質要件 | 宅内の土砂を混入させないこと。 |

(2) 処理水の場合

| | |
|------|--|
| 基礎要件 | ①流下能力に余裕があると認められること。ただし、処理対象人数が 10 人を超えるときは、流量調整施設を設置するとともに流量計算の結果を提出すること。 ②接続する管路の内径は 100mm 以下とすること。 ③水利権者がある場合は、当該水利権者から放流について同意を得ていること。 |
| 対象地域 | 公共下水道及び農業集落排水事業の供用開始区域以外であること。 |
| 水質要件 | 生物化学的酸素要求量 (BOD) 20mg/l以下とすること。 |

(3) 接続の構造等

- ①道路側溝又は水路の排水機能並びに車両及び歩行者の通行に影響を与えない構造で接続すること。
- ②接続する管は、硬質塩化ビニル管を使用すること。
- ③接続箇所は、吸出しによる周囲の沈下を防ぐため適切な方法で固定すること。特に、輪荷重等の影響を受ける場合は、接続部の外周に鉄筋を配置してコンクリートで固定する等の方法により補強を行うこと。
- ④接続する管路は、道路側溝又は水路の底面から 100mm 以上を確保するとともに、道路側溝又は水路から宅地内に水が流れこまないように必要な措置を講ずること。
- ⑤流量計算を行った結果、接続しようとする道路側溝又は水路の流下能力を超過する場合は、宅地内において流出量を抑制すること。
- ⑥集水柵は、原則として歩道や路肩等の走行車両の車輪が通過しない場所に配置すること。なお、集水柵は泥溜めを設けないものとする。
- ⑦集水柵に接続させる側溝は、集水柵の内壁まで入れること。
- ⑧接続工事の際に、道路側溝又は水路が破損した場合は、市長と協議したうえで

交換すること。

第4 放流の条件

市長は、第2第1項各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める承認又は許可をするときは、次の各号に掲げる条件を付すものとし、道路側溝又は水路の管理上必要があると認めるときは、これらとは別に条件を付することができる。

- (1) 接続部分に破損等の不具合が生じた場合は、設置者の責任において速やかに補修を行うこと。
- (2) 公共下水道等が整備され、合併処理浄化槽を廃止して汚水を污水管に接続し、又は雨水を雨水管に接続した場合は、道路側溝又は水路を原状に回復すること。
- (3) 処理水を放流する場合は、水質基準を遵守し、環境衛生問題を引き起こさないよう関係法令の定めるところにより合併処理浄化槽を適正に維持管理すること。
- (4) 水質等に関して、市長又は他の行政機関から指導を受けたときは、速やかに必要な措置を講じること。
- (5) 水質が第3に規定する基準を満たさない場合は、道路側溝又は水路への放流を取り止めること。
- (6) 雨水又は処理水の放流に起因して問題が生じた場合は、設置者の責任において解決すること。

第5 承認又は許可の取消し及び原状回復

市長は、第3に規定する基準又は第4の規定による条件に適合しなくなったときは、道路法第71条又は八戸市法定外公共物管理条例第15条の規定により、第2第1項各号に定める承認又は許可を取り消すことができる。

- 2 設置者は、第2第1項各号に定める承認又は許可を取り消されたときは、直ちに当該承認又は当該許可に係る物件を撤去し、原状に回復しなければならない。
- 3 原状に回復するために要する費用は、設置者の負担とする。

附 則

この基準は、平成30年8月1日から実施する。

平成31年1月11日、別記様式の一部修正。

(別記様式)

提出年月日： 年 月 日

申請者

住 所：

氏 名：

印

電話番号：

雨水等の道路側溝接続調書

| | |
|----------------------------|---|
| 1. 接続する場所 | 八戸市_____地先 |
| 2. 排水の種類 | <input type="checkbox"/> 雨水 (集水範囲 : _____ m ²) <input type="checkbox"/> 合併処理浄化槽処理水 (処理対象人数 : _____ 人) |
| 3. 接 続 先 () にサイズを記載 | <input type="checkbox"/> 道路側溝 () <input type="checkbox"/> 路面排水柵・集水柵 () <input type="checkbox"/> その他 () |
| 4. 添 付 書 類 ※必要書類を提出すること | <input type="checkbox"/> 接続箇所の現況写真 (遠景、近景) <input type="checkbox"/> 流量計算書 <input type="checkbox"/> 浄化槽設置届出書の写し <input type="checkbox"/> 型式認定書の写し <input type="checkbox"/> 直近の法定検査結果及び保守点検記録の写し (既設浄化槽の場合) <input type="checkbox"/> 水利権者がある場合は、当該水利権者から同意を得たことがわかる書類の写し |
| 5. 添 付 図 面 | <input type="checkbox"/> 平面図 ※浄化槽の場合は設置位置や放流経路等がわかる図面 <input type="checkbox"/> 断面図 <input type="checkbox"/> 構造図 (接続箇所の詳細) |
| 6. そ の 他 | |

※該当する項目の□に「レ」を入れてください